

舞鶴市墓園条例

昭和 54 年 12 月 27 日
条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、舞鶴市墓園(以下「墓園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置等)

第 2 条 墓園の名称、位置及び区画数は、次のとおりとする。

名称	位置	区画数
舞鶴市北吸墓園	舞鶴市字北吸 1051 番地	680

(使用の目的)

第 3 条 墓園に墳墓の用に供するため墓地を設ける。

2 墓地は、市長が指定する区域とし、納骨に使用するものとする。

(使用資格)

第 4 条 墓地を使用できる者は、本市に住所を有するものであって、祭祀を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(墓地の区画及び墳墓の規格)

第 6 条 墓地の使用は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)1人につき 1 区画とし、1 区画は 4 平方メートルとする。

2 墳墓の設置は、1 区画につき 1 とし、その規格及び設置基準は、規則で定める。

(使用の承継)

第 7 条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者にかわって祭祀を主宰する者は、市長の承認を得て墓地の使用を承継することができる。

(返還時の原状回復義務)

第 8 条 墓地を返還しようとするときは、使用者は直ちに自己の費用をもって原状に復さなければならない。

(使用許可の取消)

第 9 条 市長は、次の各号の一に該当する場合は墓地の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が死亡し、又は住所不明となって相当年月経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。

- 2 前項第 2 号の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 3 使用許可を取り消された者が前項の措置を行わないときは、市長が原状に復しその費用をその者から徴収することができる。

(無縁墳墓の改葬)

第 10 条 市長は、使用許可を取り消し無縁となった墳墓を一定の場所に改葬することができる。

(使用料)

第 11 条 墓地の使用料は、1 区画につき 25 万円とし、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 使用許可の日から 3 年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納使用料の一部を還付するものとする。

(遵守事項)

第 12 条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた日から 3 年以内に墳墓を設けること。
- (2) 墓地は常に清潔にするとともに、その保全に努めること。

(禁止行為)

第 13 条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 目的以外に使用すること。
- (2) 墓地を譲渡すること。
- (3) 墳墓を設けずに焼骨を埋蔵すること。
- (4) 墳墓の設置基準に定めるもの以外のものを設けること。

第 14 条 何人も墓園内においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 許可なく車両を乗り入れること。
- (2) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 許可なく物品の販売その他の営業、宣伝等の行為をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する行為

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 28 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年規則第 13 号で昭和 58 年 6 月 1 日から施行)

(舞鶴市墓園基金条例の一部改正)

- 2 舞鶴市墓園基金条例(昭和 55 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。